

【 注射 】

877 術中異常高血圧症の傷病名がない場合のニカルジピン塩酸塩【注射液】の算定について

《令和8年9月30日》

○ 取扱い

- ① 術中異常高血圧症の傷病名がない場合の手術時におけるニカルジピン塩酸塩【注射液】（ペルジピン注射液 2mg 等）の算定は、原則として認められる。
- ② 術中異常高血圧症の傷病名がない場合のニカルジピン塩酸塩【注射液】（ペルジピン注射液 2mg 等）の算定は、手術翌日以降、原則として3日間まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

- ① 手術中の高血圧は、麻酔や手術操作によるストレス、疼痛など様々な原因で発生する一過性の血圧上昇である。
また、手術中は血圧が変動しやすい状態にあることから、ニカルジピン塩酸塩【注射液】（ペルジピン注射液 2mg 等）の投与により、血圧を安定させ、麻酔深度を適切に維持し疼痛をコントロールすることで、更に血圧変動を最小限に抑えることができる。
以上のことから、術中異常高血圧症の傷病名がない場合の手術時におけるニカルジピン塩酸塩【注射液】（ペルジピン注射液 2mg 等）の算定は、原則として認められると判断した。
- ② 術後高血圧の発症時期については、手術の麻酔覚醒後 60 分以内に発生する早期発症型と、術後 24 時間から 48 時間の間に発生する後期発症型に分かれる。
以上のことから、術中異常高血圧症の傷病名がない場合のニカルジピン塩酸塩【注射液】（ペルジピン注射液 2mg 等）の算定は、手術翌日以降、原則として3日間まで認められると判断した。